

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	徳山下松港新南陽地区航路・泊地(-12m)浚渫土砂受入業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官中国地方整備局副局長 吉田 敏晴 国土交通省中国地方整備局 広島市中区東白島町14番15号
契約締結日	令和8年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	秋穂石材(株) 山口県山口市秋穂東764番地1
契約金額 (消費税額及び地方消費税含む)	受入浚渫土砂1m ³ あたり 4,070円
予定価格 (消費税額及び地方消費税含む)	受入浚渫土砂1m ³ あたり 4,070円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、徳山下松港新南陽地区航路・泊地(-12m)浚渫工事において発生する浚渫土砂の揚土及び受入を行うものである。</p> <p>本工事施工箇所周辺においては、浚渫土砂の受入が可能な直轄土砂処分場及び公共土砂処分場が存在しないことから、民間の土砂受入施設を対象とする。</p> <p>また、工事を最も効率的に施工できる処分場を選択することが適当であるが、少なくとも、土砂を運搬する土運船の制約から本工事施工箇所からの海上距離が45km以内に位置すること及び令和8年度の計画浚渫土量約119,333m³を受入れできる必要がある。</p> <p>海上距離45km以内に位置する計画浚渫土量を受入可能な処分場を調査したところ、これを満足するものは、1施設(「日地山土砂処分場」(山口市秋穂東字日地499番10外))のみであった。</p> <p>以上のことから、当該処分場が工事を最も効率的に施工できる唯一の施設であり、会計法第29条の3第4項に規定されている「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当することから、「日地山土砂処分場」を所有、管理する秋穂石材(株)と随意契約を締結するものである。</p>
備考	契約期間：令和8年4月1日～令和8年11月30日 単価契約 予定調達総額：485,685,310円